

中華人民共和國財政部

知的財産関連会計情報開示規定（意見募集稿）

2018年7月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

知的財産関連会計情報開示規定（意見募集稿）

企業の知的財産管理を強化し、企業の知的財産関連会計情報開示を規範化し、知的財産の運用を促進するために、関連する企業会計規則に基づき、「企業会計規則第6号―無形資産」を補充し、本規定を制定した。

一、適用範囲

本規定は、企業が「企業会計規則第6号―無形資産」の規定に従って無形資産に当ると確認した知的財産、および企業が保有または支配しているが「企業会計規則第6号―無形資産」の確認条件を満たさないことで無形資産に当ると確認しなかった重要な知的財産（以下、「無形資産に当ると確認されていない知的財産」という）の関連会計情報開示に適用される。

本規定にいう知的財産とは、権利者が法により作品、発明、実用新案、意匠、商標など客体について有する専有権利を指す。

二、開示要求

企業は以下の要求に従って、財務諸表の注に知的財産関連会計情報を開示しなければならない。

（一）企業は種類別に無形資産関連会計情報を開示しなければならない。具体的な開示方法は以下の通りである。

項目	専利権	商標権	著作権	その他
一、帳簿原価				
1. 期首残高				
2. 今期増加額				
購入				
社内研究開発				
企業合併増加				
その他増加				
3. 今期減少額				
処置				
失効かつ確認済の部分				
その他				
二、累計償却				
1. 期首残高				
1. 今期増加額				
引当				

2. 今期減少額				
処置				
失効かつ確認済の部分				
その他				
3. 期末残高				
三、減損引当				
1. 期首残高				
2. 今期増加額				
3. 今期減少額				
4. 期末残高				
四、帳簿価額				
1. 期末帳簿価額				
2. 期首帳簿価額				

財務諸表の利用者に対しより関連度の高い情報を提供するために、企業は自社の現状を踏まえて、無形資産の種類を合併するか分解することができる。

(二) 使用寿命が限られた無形資産について、企業はそれらの償却方法を開示しなければならない。使用寿命が確定できない無形資産について、企業はその帳簿価額と使用寿命が確定できないと判断した根拠を開示しなければならない。

(三) 企業は、今期損益に計上した研究開発支出総額を開示しなければならない。

(四) 企業は、「企業会計規則第 28 号—会計政策、会計見積変更と誤り訂正」の規定に従って、無形資産の償却期間、償却方法または残高を変更した内容、原因および今期と将来に対する影響を開示しなければならない。

(五) 企業は、企業の財務諸表に重要な影響を与える個別の無形資産の内容、帳簿価額と余剰償却期間を個別に開示しなければならない。

(六) 企業は、所有権や使用权を制限された無形資産の帳簿価額、今期償却額などの状況を開示しなければならない。

(七) 企業は現状を踏まえて、自由意志で以下の知的財産（無形資産に当たると確認されていない知的財産を含む）の関連情報を開示することができる。

1. 知的財産の運用状況。知的財産製品の運用、値踏み出資、質権設定・融資、譲渡・許諾などの状況を含む。
2. 重要な取引事項に係る知的財産により当該取引事項に与える影響とリスクの分析。重要な取引事項とは、企業の経営活動、投資融資活動、関連取引相手と関連取引、承諾事項、あり得る事項、債務再編、資産置換、特許のクロスライセンスなどを含むが、それらに限られない。
3. 出願状態にある知的財産の資本化開始時間、出願状態などの情報。
4. 失効した知的財産（失効後に引き続き確認されていない知的財産と失効後に引き

続き確認された知的財産)の失効事由、帳簿原価と累計償却、失効部分の会計処理、および失効した知的財産による企業への影響とリスクの分析。

5. 開示する必要があると企業が考えるその他の知的財産関連情報。

三、施行と過渡

本規定は2019年1月1日から施行する。企業は、将来に向かっての適用を採用して本規定を運用しなければならない。